

## 笛吹市立保育所主食費及び副食費徴収規則

令和2年5月21日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年笛吹市条例第14号。以下「条例」という。)第13条第4項の規定に基づき、笛吹市立保育所条例(平成16年笛吹市条例第122号)第2条に規定する保育所(指定管理施設を除く。以下「保育所」という。)において提供される主食に要する費用(以下「主食費」という。)及び副食に要する費用(以下「副食費」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特に定めのあるもののほか子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び条例において使用する用語の例による。

(主食費及び副食費の額)

第3条 主食費の額は、保育所を利用する児童一人につき月額800円とする。

2 副食費の額は、保育所を利用する児童一人につき月額4,500円とする(条例第13条第4項第3号アからウまでの規定により副食費の免除の適用を受ける入所児童を除く。)

3 月の途中において保育所の利用の開始又は終了があった場合は、前2項の合計額を25で除した額に実際の利用日数を乗じた額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)をその月の徴収額とする。

(主食費及び副食費の納付)

第4条 教育・保育給付認定保護者は、主食費及び副食費を毎月指定する期日までに納付しなければならない。

(主食費及び副食費の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、主食費及び副食費を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、主食費及び副食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(子育て世帯支援のための特例)

- 2 児童が本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受けている場合の主食費及び副食費の額は、第3条の規定にかかわらず、0円とする。
- 3 前項の規定を適用するに当たり、DVの被害を受け本市に避難している者及び本市に居住する里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する者をいう。)に養育されている者は、本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。

附 則(令和4年3月30日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 笛吹市立芦川へき地保育所については、この規則による改正後の笛吹市立保育所主食費及び副食費徴収規則の規定(主食費に係る部分に限る。)は、当分の間適用しない。

附 則(令和8年3月27日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の笛吹市立保育所主食費及び副食費徴収規則の規定は、令和8年度以後の年度分の主食費及び副食費について適用し、令和7年度以前の年度分の主食費及び副食費については、なお従前の例による。